

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、認定第1号 令和2年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔決算特別委員長 亀田利美君登壇〕

○決算特別委員長（亀田利美君） おはようございます。

認定第1号 令和2年度小坂町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定に関する報告書。

決算の内容。

一般会計について。

令和2年度小坂町一般会計歳入歳出決算は歳入総額56億9,740万8,913円、歳出総額5億5,041万7,682円であり、歳入歳出差引額は1億4,699万1,231円であります。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源3,806万円を除いた実質収支額は、1億893万1,231円であります。

歳入では、調定額57億1,974万9,707円に対して1,819万5,401円（0.3%）の収入未済額が生じたほか、414万5,393円（0.1%）を不納欠損として処理しております。

歳出決算においては3,969万2,318円の不用額を生じていますが、その主なものは、2款総務費1,140万7,312円、3款民生費1,077万9,341円、4款衛生費183万8,490円、8款土木

費311万8,984円、10款教育費494万6,737円などで、各節端数の累計的なものや経費節減等によるほか、予算整理の不足も散見されました。

歳入の収納状況は、調定額に対する収入率99.6%（前年度99.2%）となっております。

歳出の執行状況は、執行率99.3%（前年度98.5%）となっております。

特別会計について。

8の特別会計の状況は、次のとおりであります。

国民健康保険特別会計決算は、歳入総額5億9,584万197円、歳出総額5億7,371万6,566円で、差引額は2,212万3,631円となっております。

なお、国民健康保険財政調整基金の年度末現在高は1億2,007万3,574円となっております。

後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額8,157万9,169円、歳出総額8,155万2,169円で、差引額は2万7,000円となっております。

介護保険特別会計保険事業勘定決算は、歳入総額8億1,015万6,735円、歳出総額8億667万9,056円で差引額は347万7,679円となっております。

また、介護サービス事業勘定決算は、歳入総額257万4,663円、歳出総額257万4,663円で、差引額はゼロ円となっております。

歯科診療所特別会計決算は、歳入総額5,831万6,604円、歳出総額5,831万6,604円で差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から1,805万1,803円を繰り入れております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計決算は、歳入総額496万3,327円、歳出総額496万3,327円で差引額ゼロ円となっております。

なお、歳入においては一般会計から9,000円を繰り入れております。

また、基金残高は3,329万1,811円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計決算は、歳入総額248万3,780円、歳出総額248万3,780円で差引額ゼロ円となっております。

なお、2年度の貸付対象者は1名であります。

下水道事業特別会計決算は、歳入総額3億3,758万6,623円、歳出総額3億3,753万2,423円で、差引額は5万4,200円となっております。

このうち、前年度繰越明許費繰越額が12万8,000円となっております。

なお、歳入においては一般会計から1億1,490万8,020円を繰り入れております。

小坂財産区特別会計決算は歳入総額439万5,950円、歳出総額270万4,555円で差引額は169万1,395円となっております。

水道事業について。

給水人口が4,719人（前年度4,749人）、総配水量49万6,425^m（前年度49万8,123^m）となっております。

建設改良工事は配水施設改良として鶉地区に配水管を布設しております。

水道事業の収益的収支は事業収益2億5,782万6,968円、事業費用2億5,057万8,800円となっており、差引額724万8,168円となっております。

また、資本的収支は資本的収入5,435万9,000円、資本的支出1億8,150万3,796円で差引1億2,714万4,796円の不足額を生じております。この不足額は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補てんしております。

議決の内容。

令和2年度の財政状況を普通会計ベースで見ると、財政構造の弾力性・硬直化を示す経常収支比率は89.3%、実質公債費比率は16.0%、将来負担比率は82.0%となっております。このように令和2年度一般会計の財政状況は数値そのものに限ってみれば健全な状態ではありますが、今後も公債費の増加が見込まれることから財政指標に留意し、しっかりとした事業計画を立て将来を見据えた財政運用を図られたい。

各会計においても諸支出の節減に努めながら、おおむね計画的に執行されており本決算は適正なもの認め、一般会計は賛成多数で、その他の会計については全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、審議の過程において述べられた意見のうち特記すべき事項は次のとおりであります。

記

1、自主自立による健全な財政運営を図るためにも、行財政改革を積極的に推進して、経常収支比率の改善に努められたい。

2、町民要望に応え、健全な財政を維持するためにも、年度途中での事業の精査による予算の見直しや、収入未済金の早期回収を図られたい。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

令和3年9月16日。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

認定第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

◎議案第66号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第66号 小坂町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第66号 小坂町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

平成31年4月1日に3か年の時限措置として施行した小坂町産業振興促進条例が、令和4年3月31日でその効力の期限を迎えることから、同条例の有効期限を令和7年3月31日まで3年延長するために条例を改正しようとするものです。

議案可決の理由。

本議案は、今後も雇用創出を伴う企業誘致や町内企業の設備投資に対する支援など行い、産業振興と地域活性化を図っていくためのものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

令和3年9月16日。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第66号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第67号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第67号 小坂町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（樫谷竹治君） 議案第67号 小坂町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

議案の要旨。

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日で法期限となり、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、条例の題名を改め、条文を整理しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、町内の産業振興と雇用機会を拡大を図ることを目的に、対象範囲等を広げ、税制上の優遇措置を見直すものであります。

併せて、条例の題名を「過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例」と改め「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の過疎地域における企業等の立地等に関わる優遇措置に特化した内容に改正するものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第67号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第68号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 二、三お尋ねをしたいと思います。

9ページ、3款民生費の2目児童運営費でありますけれども、10万8,000円、県支出金が減額され、説明によりますと、事業が採択されなかったというふうなご説明があったように記憶しております。これは、県の補助金の関係の項目を見ますと、保育対策総合支援事業補助金、保育補助者雇上強化事業、こういう内容のものが採択されなかったということですが、中身を少しご説明いただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） マリア園の保育士の雇い上げとなりますけれども、採用する人材がいなかったということがございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） これは中身的に必要ななかったということなのか、それとも、例えば人的な保育士さんの補充がなかなかうまくいかなかったとか、そういうふうな中身での対応ですか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 結果的には採用する必要がなかったということがございます。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） もう1つお尋ねしたいと思います。

10ページの7款商工費の3目観光費でありますけれども、自然公園施設等整備事業補助金、これが200万円強、減額になったと。これは、多分説明の中では、滝ノ沢の展望台の工事が、県の関係で何か入札がスムーズにいかなくて工事ができなかったと、そういうふうな内容にお聞きしましたけれども、そうしますと、これについては今後どういうふうなことになるの

か、その辺の対応をお尋ねしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 県のほうでは来年度、再度予算を編成し直すということで聞いております。そのために、まず町のほうも、また再度それに合わせた負担金を予算編成するということになります。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 滝ノ沢の展望台については、町としてもぜひ必要だと、できるだけ速やかに県のほうに実施をしていただきたいと、そういう形で来年度も進めていくと考えていいのですか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） はい、そのとおりでございます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第69号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(目時重雄君) 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(目時重雄君) 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、採決

○議長(目時重雄君) 日程第6、議案第70号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長(目時重雄君) 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長(細越 満君) 議案第70号 副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

当町の副町長であります成田祥夫さんは、令和3年10月31日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、引き続き成田祥夫さんを副町長の適任者と考え、提案

申し上げるものであります。

成田さんは、小坂町役場に昭和58年4月に入庁以来、小坂町職員として34年余りの長きにわたり奉職し、その間、総務課参事、会計管理者及び出納室長などを歴任したほか、総務課長を7年余りにわたり務めました。その後4年間は、当町の副町長として、第5次総合計画の総仕上げや第6次総合計画の取りまとめ等、現在、町が進めている施策の実現に向けて尽力していただいております。

成田さんは、行政事務に精通されており、これまでの職務の経験、そして識見等から副町長に適任と判断し、今回、副町長の選任の同意を求める提案をする次第でございます。

任期は令和7年10月31日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第70号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第70号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には10番、熊谷聰君、11番、椿

谷竹治君の2人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成10票、反対1票であります。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいま副町長の選任に同意されました本人から発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

〔副町長 成田祥夫君登壇〕

○副町長（成田祥夫君） 先ほど、11月から私が副町長職を務めますことに議会議員の皆様から同意をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

1期目の4年間は、私なりに一所懸命その任を務めさせていただきましたが、私の至らなさから、頼りなさや困惑を、町長はじめ町職員、議員各位、そして町民の皆様にも感じさせたこともあったと思います。1期目の任期満了まで1か月余りありますが、この任期をしっかりと務め上げ、引き続き11月からの2期目についても、私なりの経験と知識、そして、これまで出会った多くの人からの教えを生かして、さらなる町政発展のため、この職を務める覚悟であります。

小坂町には、他に類のない独自の文化や様々な資源があります。それを生かしたまちづくりや、決して他の自治体にひけを取ることはない施策も実施しております。小坂町だからこそ、そして、この町の規模だからこそ実現可能となっている施策も多くあります。これら施策の拡充や見直し、また、新たな施策等について町民の意見を伺いながら、町職員とともに知恵を絞り、そして議員の皆様と議論を交わし、よりよいまちづくりを目指して、微力ではありますが、町長を補佐してまいる所存であります。

まだまだ至らぬ点も数多くあります。議員の皆様には、これまで以上に叱咤激励をいただきますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

◎議案第71号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第71号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第71号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては、地方税法第423条、町税条例第77条で規定されているところであります。

このたび、亀田範夫委員の任期が令和3年9月30日で満了いたします。議案にありますとおり、亀田範夫さんを委員の適任者と考え、再任の提案を申し上げるものであります。

亀田さんは、仕事柄町内の土地等について精通されており、平成21年から固定資産の評価審査委員として、固定資産の評価額等について審査してきていただいております。

任期は令和6年9月30日までとなります。

亀田さんの人格、識見をご推察の上、慎重ご審議いただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第71号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第71号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君の2人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。

以上のおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第72号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第72号 小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第72号 小坂町教育委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

当町の教育委員会の委員であります佐藤明子さんは、令和3年9月30日で任期が満了することになりますので、議案にありますとおり、佐藤明子さんを引き続き委員の適任者と考え、提案申し上げるものでございます。

佐藤さんは、平成20年から教育委員の任にあり、その活動実績は高く評価されており、人格、識見、経験ともに申し分のない方だと確信いたしております。

任期は令和7年9月30日までとなります。

佐藤さんの人格、識見をご推察の上、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第72号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第72号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には3番、本田佳子君、4番、亀田利美君の2人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成10票、反対1票であります。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第73号 小坂町畑作振興センター2号棟施設整備工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第73号 小坂町畑作振興センター2号棟施設整備工事の請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本工事は、畑作物の作付推進による農地の有効活用及び稲作主体の農業経営からの転換を促進し、農業経営基盤の強化を図ることを目的として、上向地区に既に稼働している畑作振興センター敷地内に2号棟を建設し、町が進めている加工用ジャガイモの大規模栽培に対応する選別機を設置するものであります。

建物は、鉄骨造平屋建て、延べ床面積が287㎡で、1日25tの選別能力を備える加工用ジ

ジャガイモのラインと、1日7tの選別能力を備える生食用ジャガイモのラインを設置いたします。

去る9月13日に、6者による指名競争入札を実施しましたところ、株式会社タナックスが、消費税込み7,348万円で落札いたしました。

本契約が、予定価格5,000万円以上となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、小坂町畑作振興センター2号棟施設整備工事の詳細について説明を申し上げます。

町内外の建築工事A級格付の6者により、9月13日に入札を行った結果、株式会社タナックスが落札いたしました。落札率は98.5%で、そのほか5者の入札価格であります。消費税込みで、株式会社田中建設が7,370万円、株式会社伊藤羽州建設が7,381万円、株式会社柳澤建設と花岡土建株式会社が7,403万円でありました。

なお、もう1者の小坂建設株式会社は失格となっております。これは、入札開始時刻に欠席であったためです。

現在は仮契約を締結しており、議決をいただきました後に本契約を締結いたします。

次に、工事概要を説明いたします。

追加版の議案審議の参考3ページが平面図になります。

鉄骨造平屋建てで、延べ床面積が287㎡、コンクリート土間仕上げで、ジャガイモの選別機械を設置いたします。選別機は、ジャガイモ加工業者に納入する加工用ジャガイモを1日25t処理できるラインと、10kg詰めケースの生食用ジャガイモ700ケースを処理できるラインとなります。

ページめくりまして、4ページ、こちらが立面図になります。

外壁仕上げは、角波カラーガリバリウム鋼板、厚さが0.4mm、正面に説明の看板を設置いたします。屋根は、折板カラーガリバリウム鋼板、厚さ0.8mmとなります。

工期は令和4年3月25日までとしておりまして、年度内の完成を目指しておりますが、安全に最大限配慮して、事故のないように努めてまいりたいと考えております。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

7番。

○7番（成田直人君） 今般の工事契約につきましては、小坂町過疎地域持続的発展計画、これの中にも搭載されている事業だと思って聞いておるわけですが、ここで、この工事に当たっては、加工施設の部門と、それから流通販売施設の部門に分かれていると。加工施設については5,200万円台、流通販売施設については2,600万円台ということのようではありますが、ちょっと確認したいのは、この流通販売施設という部分での概念とといいますか、定義とといいますか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） 加工施設と流通販売施設の内訳のご質問かと思えますけれども、加工施設は建物、流通販売施設というのは建物の中に入っている選別機というふうな形での分け方かと思えます。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（成田直人君） 県との約束で、2つ合わせると3,800万円ですか、県から支出金が出ると。残りは過疎債を使うということですので、県との約束の中で、この流通販売施設というのがどういう意味なのかというので、ちょっと本当は分かりませんでした。あくまでも選別するためのライン、それを言うということによろしいのですね。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（木村則彦君） そのとおりでございます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第74号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第74号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、公衆トイレ樹海クリーンの給水ポンプの故障に対応する経費と、学校給食用冷蔵庫の修繕に係る経費を計上いたしました。

樹海クリーンの給水ポンプについては、平成2年に建設された当初から30年以上使用しているもので、地下受水槽からの給水に不具合が生じ、トイレの使用に支障を来していることから、給水ポンプユニットを交換しようとするもので、4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費の設備改修工事費に220万円計上いたしました。

樹海クリーンが使用できない期間は、パークゴルフ場の利用者にご不便をかけないように、パークゴルフ場側に仮設トイレを設置することとし、その費用として10款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費に、機械器具借料15万円を措置いたします。

また、小中学校給食室に設置してある牛乳保管用冷蔵庫が設定温度まで冷えなくなっていることから、4目学校給食費に修繕料として43万円を措置いたします。

これら事業の財源としては、普通交付税278万円を措置いたしました。

その結果、補正額は歳入歳出とも278万円で、これを追加した補正後の歳入歳出予算総額を45億1,713万3,000円にするものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、意見書案第4号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、趣旨に賛同する議員10名による議員提案であります。議員各位におかれては、趣旨を理解されたものと思いますので、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第12、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） これをもって、令和3年第6回小坂町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時27分